

平成21年度第4回滋賀県大規模小売店舗立地審議会議事概要

日 時：平成22年1月22日（金）午前10時00分～午後0時35分

場 所：大津合同庁舎7階 7C会議室

議 題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)平和堂新安曇川店」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)パロー八日市東沖野店、(仮称)ハイパーブックス追分店」

2 その他

出席委員：恩地委員、金谷委員、柴田委員、塚口委員、夏原委員、八軒委員、松井委員
(五十音順)

県出席者：加藤商工観光労働部次長、土屋商業振興課長、鏑田参事、吉野副主幹、
洲寄副主幹

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)平和堂新安曇川店」、「(仮称)パロー八日市東沖野店、(仮称)ハイパーブックス八日市店」の新設届出について事務局資料に基づき説明

会長：はい。2件のご説明がございましたので、この時点で何かご質問いただくことはありますでしょうか。

どうぞ。

委員：内容のことではなくて、参考までに教えてほしいのですが、このパワーポイントの資料は、申請者のほうが用意しておられるのですか。それとも、事務局のほうで作られているのですか。

事務局：基本は事務局のほうでつくっております。ただ、写真とかは事務局のほうで撮影をいたしまして、それで今の資料をつくらせていただいております。

委員：騒音レベルが基準を下回っているとか、夜間は超えているとか、その騒音の値というのは申請者のほうで測ったということですか。

事務局：それは申請者のほうから届出書をいただいておりますので、それに基づいて説明させていただきました。

委員：わかりました。

会長：ほかによろしいですか。どうぞ。

委員：この時点と後の時点で、どういうふうに質問を変えていいかわからないですけれど、幾つかあるんですが、今よろしいですか。

会長：詳しい説明は、事業者がこれから入って説明をいたしますけれども、今の事務局からの説明で、もし何かありましたら。

委員：事業者に聞いてもらいたい話なので、じゃ、後で。

会長：それじゃ、そうさせていただきます。

それでは、これから事業者の説明を受けたいと思います。

1. 建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)平和堂新安曇川店」の新設届出について

会長：どうぞ、そちらへお掛けください。

本日、どうもご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

(仮称)平和堂新安曇川店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と、配慮事項を中心に10分程度でご説明いただければと思います。概要につきましては事務局からお聞きしておりますので、いま申し上げたような視点でもってご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

設置者：まず初めに、出席者の簡単な自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介者 あいさつ省略)

設置者：それでは、周辺の配慮事項を中心に簡単に説明させていただきます。お手元にお配りしております資料の別添図2をご覧ください。

本店舗はJR安曇川駅前にあります1店目の店舗、店舗面積6,146平米を閉店いたしまして、安曇川町西万木の国道161号沿いに、新たに店舗面積8,586平米の新店として出店するものです。本店舗への来店は、その前の別添図1に示しておりますように、現在の店舗と同様に、主に旧高島町、旧安曇川町、旧朽木村、旧新旭町、旧今津町、旧マキノ町、旧志賀町を想定しております。

次に、施設について説明いたします。お手元資料の別添図3をご覧ください。

本店舗は敷地東側が国道161号、敷地の南側が市道3.4.4青柳五番領線に面してお

ります。また、北側、西側につきましては、事業所や民家敷地に接する立地となっております。駐車場は612台を確保しております、来店のお客様の駐車場利用時間は、朝8時半から夜10時までです。

また、歩行者用通路を明示して、車と歩行者の動線がなるべく交わらないようにしまして、歩行者の安全が確保できるように配慮いたします。駐車場出入口は、市道青柳五番領線に面した出入口、国道161号に面した出入口及び出口の3カ所を設置いたします。なお、国道161号に面しております出入口は左折イン・左折アウト、出入口は左折アウトのみとしまして、敷地内の路面表示を左折のみといたします。

次に、周辺交通への影響及び配慮事項について説明いたします。各方面からの来退店経路につきましては、お手元資料の別添図5をごらんください。

各入口への経路につきましては、まず、旧今津町方面より国道161号を来られたお客様は、藤樹神社口交差点を右折して出入口より入って、帰りは出入口、または出入口から国道161号をお帰りいただくこととなります。次に、旧新旭町方面から県道高島大津線を来られたお客様は、安曇川駅口交差点を左折して出入口から入っていただき、帰りは出入口、出入口からお帰りいただくこととなります。

旧志賀町方面から国道161号を来られるお客様は、藤樹神社口交差点を直進して出入口より入り、帰りは出入口からお帰りいただくこととなります。旧高島町方面から県道高島大津線を来られたお客様は、安曇川駅口交差点を右折して出入口から入っていただきまして、帰りも出入口から、もと来た道をお帰りいただくこととなります。また、安曇川駅方面から市道青柳五番領線を来られたお客様は、出入口より入り、同じように入出入口から、もと来た道をお帰りいただく計画にしております。

以上のように、メインの出入口は市道沿いの出入口になりますが、出入口での交通の円滑化の措置といたしまして、市道3.4.4青柳五番領線の道路中央にゼブラゾーンを350メートル設けました。また、出入口の幅を10メートルにする予定です。交通量の多い国道161号に面する出入口付近につきましては、道路に一部左折レーンを設けました。また、繁忙時には各出入口付近に交通整理員を配置しまして、交通の円滑化を図ります。また、お客様の利便性の向上や公共交通の利用の促進を考えまして、駐車場内までコミュニティバスの路線を導入いたしました。

交通解析結果は、お手元資料の別添図2に示しております藤樹神社口交差点、青柳交

差点、安曇川駅口交差点、西万木交差点の4地点で行いました。結果を、お手元の資料の2ページから4ページに数字で示しております。開店後の各交差点の需要率は、すべて0.5を下回っております。また、各車線の交通容量比もすべて0.6を下回っておりますので、本店舗への来店交通は基本的に処理可能と考えられます。

次に、周辺の騒音への影響について説明いたします。お手元資料の別添図6、音源の配置図を見ていただきますと、予測は店舗敷地が民家敷地や農地に隣接しております敷地の西側、及び北側で行うこととしました。店舗周辺において最も騒音の影響を受けやすいと考えられる民家の立地可能地点として、図6で示しております赤丸のA、B、C、D、Eの5地点を選定しまして、それぞれ1階高さ1.5メートル、2階高さ4.5メートルで予測を行いました。

計画段階の配慮としましては、荷捌きは夜間に行わないこととします。また、荷捌き施設に近い敷地境界付近には塀を設置いたします。また、設備機器の大部分は屋上に設置しまして、駐車場の大部分も幹線道路に隣接する位置に設けます。以上の条件で予測を行った結果を、お手元資料の6ページに示しております。

この表を見ていただきましたらわかりますように、民地境界での等価騒音レベルの予測結果は、各地点とも環境基準に適合しておりまして、周辺への影響は小さいと評価されます。また、同じく敷地境界での夜間の騒音レベル最大値も各地点とも規制基準に適合しておりまして、周辺への影響は小さいと評価されます。

その他の騒音対策といたしましては、作業中の車両のアイドリングストップ、整理保管による作業時間の短縮、作業員の騒音防止意識の徹底等の対策を講じまして、周辺的生活環境の保全に努めます。また、外部スピーカーによるBGM等の宣伝活動は行いません。

以上で、周辺の配慮事項について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から平和堂新安曇川店に関する質問をお受けしたいと思いますが、この件に関します質問はこの場ですべて終わるというふうをお願いしたいと思っておりますので、忌憚のないご意見、ご質問をいただければと思います。

いかがでございましょうか。どうぞ。

委員：既にかなり工事が始まっているようですが、そのあと、ここの審議でノーと言われたときに、どうなさるのかなと思いながら発表を聞いていたんです。いま工事はどのくらい進んでいらっしゃるのですか。

設置者：いま建築工事に入らせていただいて、約半分まで済ませております。立地法の届出をしながら、させていただいております。環境的にも基準値を下回っているという前提のもとで進めさせていただいております。したがって、私どものほうが見て問題ないという前提のもとで、進めさせていただいているというのが正直なところでございます。

委員：例えば、Eという地点の民家の写真の中でも大分日陰になっているんですけど、Eの民家への説明はどういうふうになさっているんですか。

設置者：こちらのほうも、冬至と夏至といろいろあると思うんですけども、日照の調査はいたしております。したがって、冬至の段階で9時から10時ごろ敷地までかかりますという説明は済ませております。

委員：今の写真だと、大分あの家はかわいそうという感じですけど。それは仮設の塀のところにかかっているだけで、家は大丈夫だと。工事が終われば、あの塀が撤去されるから大丈夫と考えればよろしいですか。

設置者：はい、そのとおりでございます。

委員：続けていいですか。それと、騒音がクリアできていないという部分が何箇所かあって、夜間騒音がまだクリアできていないと。

設置者：すべてできています。

委員：さっき、赤丸がついていたところはなかったですか。

設置者：赤丸がついているところは置いてないです。

委員：わかりました。

それで、騒音に関しては暗騒音みたいなものもありますよね。それって、なかなか測定できないと思うんです。それを考えますと、CとDとEですけど、Dは民家にちょっと離れているとはいえ、暗騒音は結構遠くまで行きますし、それからCは後ろが作業場と書いてあるんですけど、いつ何どき、どうなるかわからない。そうすると、わざわざ敷地の端に騒音源を持ってくる必要がどうしてあったのかなというのが、ちょっと気になるんです。

設置者：設備機器が近くに。

委員：というのは、設備機器が駐車場の真ん中とか建物に沿わせた部分のところにあつたりとか　これは屋上でしたか。屋上なんですけど、C、D、Eはわざわざお隣さんに近いところに置く必要があったのかどうかということが、ちょっと気になったんです。

設置者：別添図6を見ていただいたらわかりますように、どちらかというと、Aと、あと駐車場に近いところになっておりまして。

委員：それだったら、そっちもまとめるということもあり得るのかなと思ったんですけど、どうして端にわざわざ置かれたのか。

設置者：建物の長さは160メートルほどございまして、騒音発生源のところはすべて屋上に持って行っております。それと、室外機でございますので、その距離間ということもありまして、なるべく近いところにまとめるということから、C及びDのところになったというのが実態でございます。

それと、これで想定して、もしこれがクリアできていない数字であれば、私どものほうも変更はさせていただいておりますが、今のところクリアできているという前提がありまして、ここで一応決めさせていただいたということでございます。

委員：わかりました。事業者側の都合としてはそうだと思うんです、建物とか設備の距離間とか。

ただ、周りへの影響ということを、むしろこちら側が審議しているので、そうなる、なるべく端じゃないところに置いていただけたらと思うのと、特にEはどういう状態であるのかと。これも建物ですか。

設置者：Eも建物です。それを屋上に置いている状態です。

委員：これは小さな建物のようなので、右から左に動かしたり、そういうことはないかなと思うんですけど。

設置者：Eは、今ほどの塀のところでございます。そこについては、私どものほう目隠し用のフェンスと、それから距離も十分離隔して、そしてお隣にご迷惑にならないように配慮させていただきます。

委員：要するに、民家に近いところに置くよりは、この建物自体が小さいので民家と離れたところに置いても、そう距離的な問題は。

設置者：ここは、なるべく一番近いところということでE点を測定してあります。

委員：わかりました。設備機器の置き場を動かしたらいかがでしょうね、という提案です。

設置者：これも、事業者側の論理という勝手かもしれませんが、そういうところはございます。一連の建物の中に、途中にこういう荷捌きがあるということは、かえって安全性、それから歩行者の利便からも損なわれる部分がございますので、こういう施設については、なるべく端のほうに持っていくということをさせていただいています。

委員：わかりました。だから、この小さい建物の北の民家側ではなく、南の本棟側にしても、この距離だったら同じじゃないですか。

設置者：いえ、ここをお客様が通りますので、そういう意味でやらせて。

委員：ついでにもう一つ。駐車場自体に植栽計画が何もないんですけど、ここの建物自体の総排出CO₂がどのくらいあるという計算をきちんとしていただいて、それで、この総工費からだと大変な金額ではありませんから、実は植栽なんていうのは。

ですから、駐車場にきちんと。そうじゃないと、南側からの熱風が来たら、北側のこの辺の住居なんてみんな、夏はかわいそうなぐらい暑いのではないかなということが想像されますので、まずCO₂の問題からの総計算の中からの緑化をちゃんと計画していただきたいのと、パーキング自体が加熱しないように、日陰をつくるということでの計画をつくっていただきたいと思います。

まだあるんですけど、ほかの方もいろいろあると思いますので。

会長：先生のご指摘の中に、立地法の中で扱いにくいものも入っている可能性もございます。

委員：いつも言われるので、わかります。

会長：ただ、それを限定的にしますと、こういった審議会も本来の目的が達成しにくいかもわからないですから、ご自由にご発言をいただければと思います。騒音関係のご質問がございましたから、もう一度、松井先生から継続でお話ししていただいけませんでしょうか。

委員：はい。屋上の擁壁の高さは、どのくらい計画されていますか。

設置者：2.1メートル。

委員：多分2メートルで、室外機の高さが1メートルそこらだと思いますから、そういう意味では、逆に、こういうところに持っていったほうが反対側に音が行ってくれると

いうので、屋上の室外機については大きな問題にならないだろうと。もちろん隣に三階建て、四階建てを建てられると、だめですけども。

それよりも、私がちょっと懸念しているのは、6時から7時台に4台の荷捌きが入りますね。地点Aで70デシベル弱ぐらいの予測値ということになっていて、塀を立てられるということですが、民家側で見たときに、どのぐらいになるかというような部分。設置者：塀の高さでございませうか。

委員：いえいえ。等価騒音レベルしかここに出てきておりませんので、民家側までいったときに、6時から7時に荷捌きの音がどのぐらいのレベルになるかというのは出しておられますか。

このところで、私がぱっと見つけたのは、66.5という値が出ておるんですが、これが民家側というふうに考えてよろしいですか。資料の騒音2-A2-8と書いてあるあたり、あるいは地点Eでいきますと、71.3という値が、資料の騒音2-E2-40というあたり出ておるんですけども。

設置者：今の建物の位置までいきますと、さらに5、6メートル距離はあるかと思うんですけども、ここまで15メートルほどあります。それと、基準値からは下がると思いますけれども、塀の高さを2メートルで計算しているんですけど、実はその後、この住民の方、それと、この土地の地主さんでもあるんですけども、塀の高さを3メートルにするというふうなお話もまとまっているようでございますので、余り大きな影響はないのかなと考えます。

委員：特に6時から7時台に4台、まだ七、八割の方が寝ておられる状況ですので、この後、この荷捌きについては、そこに住んでおられる方が様子を窺いながら、事後ということになるかもしれませんが、進めていただいたほうが安全ではないかと思えます。そういう計画はお持ちですか。

設置者：私どものほうも、これありきで、すべて終わるつもりはございませんので、やはり営業しながらでもいろんなことの対応、今後、予測以外のことも発生すると思えますので、その都度対応させていただきたいと考えております。

委員：特に6時から7時というのは、実は規制法だと夜なんですね。そもそも経産省のほうでつくられるときに、環境省側からは規制法に合うようにつくってくれと言ったにもかかわらず、6時から昼になってしまったという経緯がございませう。

そういう点で、6時から7時の荷捌きは、皆さんほとんど寝ておられますし、土日なんかですと、ほぼ100%に近い方が寝ておられる時間帯ですので、この時間帯に影響を受ける可能性については、事後に苦情があったらではなくて、店舗側から、ちょっと伺っていただいたほうがいいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

設置者：今後も我々としては、お隣や周辺の方とは緊密に連絡をとって、言葉で言えば仲良くしていく立場でございますので、溶け込むという意味からも、その点は十分配慮させていただきたいと思っています。

委員：わかりました。

会長：ありがとうございました。

ほかに。はい、どうぞ。

委員：今の件については、もし、うるさいとなったときに、うるさいから搬入をやめますとかはできませんよね。それはあり得るんですか。

設置者：今コンクリートの壁で考えております。そうしますと、材質的にも遮音効果が高いということで採用させていただいています。それでもということになると、私どものほうに吸音材がもう一つ要るのかなという感じは持ちますけども、想定段階ですので、今の段階であれば衝撃騒音以外の音については吸収してくれるんじゃないかなと考えております。

それと、荷捌きの操作そのものでも、かなり音量というのは変わってきますので、民家の横という配慮は十分させていただきながら、それは指導してまいりたいと考えております。

委員：段差みたいなものはないですか。

設置者：ないです。フラットでやらせます。

委員：別添図6でもって、荷捌きのための場所というのはどこなのか。すみません。私が理解していなくて申しわけないです。

設置者：荷捌き位置ですか。

委員：別添図6で、荷捌きの場所というのはどこになるんですか。

設置者：135番です。A地点から右に行きましたところです。

委員：わかりました。

会長：そこ1か所なんですね。

設置者：大きい店のほうは、ここ1か所です。小さい建物のほうは136番にもう1か所です。136番のほうは、9時台より以降に1台が入るだけです。

会長：はい。

ほかに、どうぞ。

委員：高島市のほうから出ている一般廃棄物収集について、市の収集に対応可能な容量と構造にすることに関連して、幾つかお聴きしたいのです。

まず、1ページの資料のところで、平和堂さんの取扱商品は食料品、日用品等となっていて、下の(2)のところで併施設設というのがありますね。ここに飲食店、アミューズメント、サービスとあるんですが、確認したいのは飲食店、アミューズメントというのは、資料の7ページの廃棄物排出量の予測のほうに入っているのか、入っていないのか、どっちですか。

設置者：入っておりません。

委員：入っていないと。これは前にも聞いたかもしれないけど、大抵スーパーというのは並列して飲食店もありますよね。それは資本の違うものが入っているのだろうと思うんですけども、そういうときというのは消費者とか周辺からすると一体のものですけども、そこは別のものだ。敷地の中だけでも別のものだということで、事務局は、そういう解釈でいいのですか。

設置者：私どもの敷地の中の店舗につきましては、高島市さんの収集に準じて、それですべてさせていただいています。

委員：ですから、量の予測とか、そういうふうなものについては入っている、いないのでしょうか。

設置者：いないです。

委員：それでいいのですね、法的なものとして。

会長：物販以外の店舗の扱いにつきまして、事務局から補足説明をお願いできますか。

委員：その建物は、スーパーとか、その中に恐らく資本として違うものがいっぱい入っているのが普通ですね。平和堂さんにもそういう飲食店がたくさんあるので、その部分は別扱いだというのは、法的にそうになっているなら仕方ないですけども、感覚的にはちょっと違うかなという気がしたものですから、そこはまず事務局のほうにお聴きしたいということです。

設置者：補足させていただきますと、7ページの上段の表は、指針の計算式で出している表ですので、これには飲食の分は恐らく入っていないと思います。物販になると思います。ただ、下の表は、平和堂さんの安曇川店の実績でございますので、その安曇川店の中にいらっしゃるちょっとした飲食のような分の廃棄物は含まれているのかなと思います。

委員：どこですか。7ページの下の方ですか。

設置者：下の表が、既存店の実績に基づく排出量ということです。

委員：でも、今度は大きくなるわけでしょう。

設置者：今回の新店で計画しています、駐車場のほうにあります飲食店とかの分は含まれておりません。

委員：おりませんと。

そこは、事務局のほうから。

事務局：大規模小売店舗立地法に関しては小売店舗を対象にしていますので、その小売店舗の廃棄物に係る部分を届けていただくということになっております。ただ、併設施設についても、当然その敷地の中で営業をしていただくことになるので、そこは設置者のほうが協力を求めていただく、実際の店舗の営業に関する廃棄物の排出に関して、連携協力して処理を進めていただくようになるかと。

届出の中には、必ずしもそこは含まれていなくても構わないということです。

委員：法律がちょっと変ですね、はっきり言うと。

事務局：あくまで小売店舗を対象にしていますもので、そこは。

事務局：きっと市レベルまでいったら、当然、中に入っている店舗それぞれに廃棄物の処理なんかは、市の基準に従って指導とか出ておりますけども、この届出自体が。

委員：スーパーとかデパートなんかで、大抵、一番上のほうに飲食店がありますね。あそこは、スーパーとか百貨店そのものがやっていないことがほとんどだと思うんです。そうすると、そこから出たものというのが、ここでは審議の対象にならないというふうな、法的にはなっちゃうということですか。

事務局：位置づけとしてはそうですけど、現実問題としては、設置者のほうで併設施設の廃棄物処理についても留意いただく、協力を求めていくと。

委員：そしたら、高島市の方が言っているのは、そのことに対応すると思うんですよ。

だから、法のことからいうと、この敷地の中にある飲食店から出てくるものがどのくらいあるかを把握する必要はないということで、出していないわけですね。でも、高島市のほうから出ている意見を尊重しようと思うと、それも含めてどのくらい出るのかということ、それから収集場所はどこなのかということ、市の収集に出すのか、それとも事業系一般廃棄物として個別にするとか、その辺のことをちゃんとやってくれという趣旨にとれるんですね。

だから、出してくれというふうに強く言えるのか、それとも出すことが望ましいとするのか、そこはどちらですか。望ましいというふうに言わざるを得ないんですか。それとも、市の意見が出ているから、それを踏まえるとより強く言えるというふうに考えたらたらいいんですか。どちらですか。

会長：どうぞ。

事務局：大規模小売店舗の立地法につきましては、先ほど説明させていただきましたように小売面積、例えば先生が今おっしゃっていただいた飲食部分とかリース、レンタルという部分は、店舗面積から外れますので、面積としては小売店舗部分を現実に足していくというのが法の趣旨です。

廃棄物につきましては、7ページの(2)小売店舗以外からの廃棄物の排出量がここで予測されています。保管容量の算出または算出根拠については、要するに小売店舗を含めた排出量もここに出ています。これに対応できる量がどれだけ出ているかというのは、7ページの表に出しております、これを高島市に対して当然閲覧なり意見を求めていますので、そういった中での高島市からの意見だというふうに理解しています。

委員：わかりました。

確認です。7ページの(1)のほうは、その飲食店等以外のところから出てくるものの予測で、(2)のほうは、それ以外の飲食店も含めたものだと、そういうことですね。

事務局：そうですね。

委員：そして、それを受けて11ページの(7)廃棄物対策等のところの排出量、この値は業者の合計ということですか。一般廃棄物と産業廃棄物に分けてある排出量の予測というのは、7ページの小売店舗以外の量も含めているんですか。

設置者：7ページの下を表を説明させていただきますと、これは現況の安曇川店で、その中にも小売店以外の飲食店があるんですけども、それらを含めたすべての排出量を現

況の安曇川店のデータから、面積が増えた分とで再計算したのが7ページの下表です。

まず、上のほうは小売店舗のみ。

委員：わかります。ですから、(2)のところの量は、11ページの排出量とか処理計画がありますよね。ここの排出量の値に含まれているんですかという質問です。

設置者：含まれております。

委員：含まれているわけですね。わかりました。

その上で、さらにお聞きしたいんですけども、11ページですが、一般廃棄物、産業廃棄物と分かれているもので、一般廃棄物のほうは事業系一般廃棄物になるわけですけども、収集(運搬)許可で契約されるのか、それとも高島市のほうが収集してくれるのか、どちらですか。

設置者：これは高島市の指示に従ってほしいと。高島市さんの指定業者、高島市さんがやるということで、それはわかりましたということで返事しております。現状の建物でも同じでございます。

委員：産廃のほうは、プラも含めて産廃業者のほうが集めるんですか。それとも、「あわせ産廃」で市が集めるんですか。

設置者：全部、市さんというふうに。

委員：産廃も全部含めてということで。

設置者：はい。

委員：それは、既存店と同じような仕組みということですか。

設置者：そのまま踏襲いたします。

委員：わかりました。

あと参考までに、1ページのアミューズメントというのは、具体的に何ですか。

設置者：ゲームコーナーです、子どもさん向けの。

委員：小さい子のやつですか。

設置者：小学生、中学生までかもしれません。

委員：そこが、すごい音がするということはないですか。

設置者：外に対しては漏れません。

委員：店舗の中ですか、子ども向けの。

設置者：はい。そういう需要がありますので、お孫さんを連れてという。

委員：年齢層が低いほうを想定したものです。わかりました。

会長：よろしゅうございますか。

ほかに、いかがでしょうか。私、先ほど柴田先生の発言を遮ってしまいました。もし何かございましたら。

委員：いえいえ。私自身は実はポリシーとして、委員会というのは確かに一つ一つかなり縦割りのところがあって、でも、将来計画を考えるときには、その幅だけではなくて、ほかのことも全部含めてお話ししないと、現状だけのものみたいで、ここに弁護士がいればいいだけの話になっちゃうので、少し幅広く話しているんです。

先ほど言った緑のことなんか、この計画の中にも実は一部緑化計画をすることと書いてあるので、その辺も含めて、きちんとした緑化計画図を出していただいて、かつ先ほどの熱風の話じゃないですけど、かなり現実的に熱風が出ると思うんです。ですから、浸透式のアスファルトにするとか、周辺への環境配慮というのは、そういうところにも出てくると思うんです。

そこで熱風でも出てしまっちはいけないので、平和堂さんは滋賀県を代表する部分の企業でいらっしゃるんで、周辺にできてよかったというものが、逆にアピールすることがとても大事だと思います。そういう意味でも、ある意味で緑化計画は目にも見えるし、駐車場に帰ってきた時に、かんかん照りの車に乗らなくて済むというだけでも随分とイメージが違います。そういうことも含めて、決して経済的に圧迫するような内容ではないと思うので、やっぱりいい緑化計画をつくっていただきたいなと思います。

それから、敷地ぎりぎりに植栽する。これはだめだと言われたらどうするんですかと、もうできちゃったのにとっていたのは、かなり敷地ぎりぎりに立てていらっしゃるんで、裏手も少し細い通路というのが周辺に取り巻いていますよね。そういうところもきちんと緑化計画をして、大きな建物は、建物なりの社会に対する責任というのがあると思いますので、色彩計画とか、その裏手に対して、本当に建物ばかり見ながら過ごさなければならないということを少し考えながら、つくっていただきたいなと思うんです。

もちろん照明計画なんか考えていらっしゃると思うんですけど、今でしたらLEDもかなり安くなりましたし、そういう意味で、先ほどCO₂の総排出量のことをお話ししたんですけど、多分、企業にとってもメリットになる話だと思います。また、それを売りにして店舗展開を始めているところもありますから、LEDを全部使っています

とか、そういう言い方で、それを企業のアピールに使っているところもあります。環境に優しく、かつ地域にも優しい、それがうまいというほどのアピール効果になるような形で設計もしていただきたいと思います。

色彩は、まだ何も出ていないような気がするので、まさか真っ赤な建物は建たないと思いますけれども、その辺は落ち着いた、地域に優しい色にしてほしいと思います。

設置者：ご意見、大変ありがとうございます。

緑化につきましては、私どものほうは低木あるいは芝生を考えております。高木については考えておりません。いろんな弊害もありますので、そういうことでさせていただきたいと。それから、いま先生からありました工法につきましても、芝生あるいは草木での法面を使いながら、緑化も配慮させていただいております。

あと、照明とかCO₂につきましても、私どもの会社の取り組みとして大変大事だという認識を持っておりまして、今回も一応オール電化の設備のもとに、それとLEDも若干使いながら店舗をつくっていきたいと考えております。決して会社ありきのお店ではございませんので、地域の方にも喜んでいただけるように、また配慮していきたいと考えております。

委員：高木の話というのが、ちょっとがっかりな回答で。

設置者：高木は物によるんです。

委員：物によるんですよ。

設置者：いま歩道にイチヨウの並木があるんですけども、あれは良さそうで実は大変迷惑しているという声も聞くんですね。それと、私どもの今津店の前に高木が20本ほどあったと思うんですが、今はすべて切られました。何でというふうに国交省あるいは県さんのほうにもお聴きしたのですが、落ち葉でスリップして事故を起こすということがいま問題になっていますということで、そういうふうになったと。

私どもとしては、高木といっても、中低木はさせていただきますけども、そういうことで、落葉の少ない樹木で配慮はしていきたいと考えております。

委員：木によるんです。落葉のない木はないですよ。クスノキでさえ春には落ちます。ですから、それはないですけど、やはりそれは企業の社会貢献だと思って、こまめに落ち葉を掃くとか、そういうことも考えながら、ヒートアイランドを防ぐ意味もあるし、きちんと高木を配置していただきたいと思いますと思うんです。

会長：はい、どうもありがとうございました。

柴田委員の発言の趣旨は、十分にご理解いただけたと思います。

設置者：ご理解させていただきました。

会長：今後可能な範囲で、そういった緑化等も進めていただければ、恐らく地域の方々の意向にも沿ったものになるろうかと思えますし、可能な範囲でご努力ください。

立地法としてのお願いではございませんけれども、御社の今後の、より魅力を高めるという意味で。

委員：そうです。それは、かなりの地域でも進んでいる話なので、おくれをとらないでいただきたいと。

会長：ありがとうございます。

ほかに、委員の皆さん方から、何かご質問ございませんでしょうか。

はい、ごく簡潔にお願いします。

委員：交通のほうもちょっと。交通のほうは指針に基づいて計算されていて、結果は容量も需要率も問題ないと思うので、多分オーケーだろうと思います。

念のため確認したいのは、既存店が6,146平米で、8,586平米に増えるということと、既存店のほうの駐車台数と、その混み具合というか、オーバーフローがどれくらいするかとか、その辺のデータの的なものがあれば、教えていただきたいです。

設置者：323台が正味測った台数でございます。今のところ、十分足りている感覚で私どものほうは見ております。道路にあふれているということは今ございません。

それと、今回新設店舗のほうの駐車台数を増加させていただきました。なおかつ、店舗面積が増えておりますが、高島市域を商圈としておりまして、既存の安曇川店と変わらない商圈でございますので、立地法の指示に基づいた台数で足りるだろうというふうに私どもとしても考えております。

委員：はい、わかりました。

あと、通学路との交差とか、それはないですか。

設置者：今のところございません。

委員：それから、出入口 については右折イン、右折アウトで、分離帯のところに緩衝地帯があるんでしょうけども、その辺うまくいくかどうか。若干誘導が複雑なところがあると思うので、その辺もきちんと警備員を入れるとかして誘導していただきたいと思

います。

もう一つは要望ですけども、高齢者とか交通弱者なんかの買い物の利便性を高めていただくということも、これから大事だと思います。例えば地域のコミュニティバスなんかとうまく連携するという、何かうまいこと取り入れて協力し合う関係にしていればいいかなと。さらに、環境の時代なので車の利用を抑制するような方向も、できるだけ考えていただければと思います。その辺、どういう感じでしょうか。

委員：ちょっと関連でいいですか。コミュニティバスをつくっていらっしゃるんですね。

設置者：高島市さんのほうで今コミュニティバスを運用されておりまして、2系統を私どものほうに入れていただくということで合意いたしております。私どもとしては、その系統を増やしてくださいという要望を出しているということです。そういうことで、高島市さんとも協議の上でコミュニティバスを導入すると。そのために、出入口も広げるつもりでございます。

委員：そういうふうに、ぜひよろしくをお願いします。一方で、削減策みたいなやつは考えられているわけですか。

設置者：ええ、それで特に近場の方、周辺の方が徒歩で来られるようにということで、入口はこちらの大通りですけども、店舗の後ろ、民家側につきましては、歩行者が入れるようにスロープ等で、近場の方は自転車あるいは歩行で来ていただけるように配慮させていただいているつもりでございます。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：ありがとうございました。

では、かなり時間も押しておりますが、多様なご意見がいただけたと思いますので。

委員：すみません、一言。琵琶湖系の西岸断層が9%と、活断層の発生率として日本で一番高いのですね。やはりここはある意味で可能性があるわけです。そういう災害時における建物利用として、それから会社がここにあるということにおいて、事業計画の中に災害対策、そこにいた人を安全にどういうふうに誘導するかとか、そういう計画も全部含めた上で、これだけ大規模の人が集まるということは、災害時のことをきちんと予想した上で開店していただきたいと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、平和堂新安曇川店さんに関する質疑は、これで終了したいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

(2) 「(仮称)パロー八日市東沖野店、(仮称)ハイパーブックス八日市店」の新設届出について

会長：どうぞ、そちらへお掛けください。

非常に長らくお待たせいたしました。

それでは、(仮称)パロー八日市東沖野店、(仮称)ハイパーブックス八日市店の新設届につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に10分程度でご説明いただければと思います。概要につきましては、先ほど事務局よりご説明いただいておりますので、そういったことでもよろしくお願いいたします。

設置者：私、パローの開発部のニシオと申します。よろしくお願いいたします。本日は貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

先に、今日来ているメンバーを簡単に自己紹介いたします。

(自己紹介者 あいさつ省略)

設置者：今回、届出をさせていただきました物件につきましては、私どもパローと、それから書籍あるいはDVD関係のサンミュージックさん、この設置者2名で届出をさせていただいております。

建物としまして御存じではあるかと思いますが、簡単にご説明させていただきます。敷地のところは準工業地域でございますが、いま前面のほうに画面が出ておりますけれども、ピンクのところは建物の売場面積、そして建物につきましては、白い部分も含めたところが延べ床の建物になっております。

向かって右側のA棟が、パローのスーパーマーケットの建物でございます。B棟のほうがサンミュージックさんの建物という配置になっております。パローのA棟につきましては、鉄骨平屋建て、B棟につきましては、鉄骨、一部2階建てという形で、平屋の部分と2階建ての部分という構造となっております。

駐車場につきましては、全面、平面駐車場のみで考えております。駐輪場につきましても、店舗の前面のところに配置をしております。出入口につきましては、前面の道路は421号という国道でございますけれども、この国道から入口専用で入る部分と、それから出口専用、この2つを設けております。国道421号は交通量が多い道路でござい

ますので、基本的には左折インで入って、左折アウトで出るという部分を2カ所予定いたしております。あと、市道側の出入口につきましては、交通量も若干少なめでございますので、左折インもあり、右折アウトもありという形で考えております。

それから、建物につきまして、ブルーの部分が荷捌き施設ということで、スーパーマーケットの荷捌き施設が、東西南北で言うと、東側のところに予定をいたしております。青い四角がついておりますが、そちらが廃棄物保管庫でございます。スーパーマーケットですと生ごみが出ますので、店舗の中に設けまして、空調機をつけて低温に保つことによって臭気を抑えるというような対策もとらせていただくという計画でございます。あと、一般ごみあるいは段ボール、再利用のものと分けて計画をいたしております。それから、サンミュージックさんのところは、ほとんどが紙あるいは段ボールでございますので、1カ所設けてございます。

全体の配置の中で、後先になりましたけど、黄色い部分が従業員用駐車場の計画でございます。特に左側奥の駐車場というか、奥まった駐車場でございますので、夜間につきましては利用制限をかけまして、一番奥のところは時間的に閉鎖をするような計画をしております。営業時間につきましては、バローあるいはサンミュージックさん、それぞれ時間を変更しております、バローの営業時間につきましては朝10時から夜10時まで、そして年間60日は朝9時から夜10時まで計画いたしております。それから、サンミュージックさんのB棟の建物につきましては、朝10時から夜12時、24時までという予定でございます。

あと、配慮事項の中で、ポイントとしてお話をさせていただきたいことがございます。まず、店舗のところは準工業地域で、交通量の多い国道421号に面しておりますが、実は私どもの隣に、「たぬき」という、うどん屋さんがあります。この方は地主さんでもあるんですけども、私どもとのお話し合いの中で、サンミュージックさんの建物を少し東側にずらして、日影の問題や騒音の問題の対策をとらせていただいております。

それから、交通対策上の問題でございますが、国道の渋滞状況ということで東近江警察署のほうからのご指導がございまして、誘導経路として、前面の国道421号を西の方面、向かって左側からお見えになる来客車両については、私どもの敷地の前を通り過ぎまして、札の辻交差点を右折で入って、一回りして入庫していただくという形で経路設定をしていきたいと考えております。

敷地の北東側のところに三叉路の交差点がございまして、公道等含めて、そこから東へみえるお客様につきましては、誘導的に三叉路の交差点を南へおりることもできるわけですけれども、来客車両につきましては、誘導計画としてチラシ、あるいは看板を国道に設置いたしまして、迂回をして左折で入っていただくような形にしていきたいと考えております。あと、繁忙時につきましては、当然のことながら出入口に交通整理員を配置するという計画をいたしております。

それから、騒音対策ですが、室外機につきましては最新型の低騒音機器を導入いたしまして、周辺の住宅に影響の少ないような配置計画をしております。夜間最大値のところ、騒音レベルの予測値が基準値を超えているD地点がございまして、出入口のすぐ上のところですが、夜間基準値の55デシベルを約15デシベル上回るということでございまして。

これは、私ども直営のトラックが1便ですけれども、夜間に搬入する計画をいたしております、これが走行することによって15デシベルほどオーバーするわけです。国道421号は夜間交通量が非常に多い道路でございまして、ついこの間、夜間の暗騒音を測定いたしました。そのときに83デシベルという騒音でございました。音としては、私どもの15デシベルオーバーする音よりも大きな音が出ておるといこともございまして、その辺オーバーしているけれども、1便だけそういう計画でやらせていただきたいということが1点です。

それで、私どもの対策としましては、直営のトラックが、いま説明しました右側の出入口から入ってきまして、敷地の中は15キロ以下の低速走行をすることによって、車の音を下げるとい対策をまず一つ考えております。もう一つは、トラックがバックするときに通常バックブザーを鳴らすわけですけれども、夜間は運転席でブザーを切って走行するというような対策を考えております。

そういうような対策を含めて、今回この届出をさせていただくという形にさせていただきますので、ひとつご審議のほど、よろしく願いいたします。

私どものほうから以上です。よろしいでしょうか。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

どうぞ。

委員：ちょうど騒音のご説明がありましたので、それに関連しまして。

まず、第1点目が、今の地図の左下にある部分の駐車場は夜間制限される計画ということですが、これは従業員さんの駐車場も使われないと解釈していいんですか。

設置者：一応、夜間もそこを車が出入りするということになると、音が出る話なものですから、基本的には右側の駐車場を含めて使用していくような形にしていきたいなど。

委員：すると、従業員の方は昼間に止めて、夜間、帰る時に使われるんですか。

設置者：台数的には、サンミュージックの従業員の方がほとんどですので、基本的にはサンミュージックさんの従業員の方を別のところに止めていただく。

委員：別のところに換えられるということですね。

設置者：はい、そういうことです。

委員：わかりました。ちょっと私は、ここの左下は危ないなと思っていましたので、ちょうど対策を考えられたので、非常に良かったかと思います。

もう一つは、夜間といいますが、ぐるっと回って左折で入るという経路を採用されているということですが、まず一つは、夜間の荷捌き用のトラックもそういう経路を通られるんですか。

設置者：基本的には、左折で入ってくる形をとりたいと思っておりますが、私ども実は大垣の物流センターからトラックが来るものですから、札の辻交差点を経由するような形をとって、南へおりていきますと住宅街の中を走ることになりますので、できれば国道421号をそのまま走っていったほうが良いかなと実は考えていまして。

委員：そのほうが、私も良いと思うのですが。

設置者：ちょっとご意見があったものですから、先ほど説明した出入口 を使って入れるということにしますと、どうしても市道側のほうの住宅街に近づきますので、国道側の入口専用、出口専用の出入口を使って車を入れさせたほうが影響は少ないかなという、後でご意見を賜っておりますものですから、そういう形にさせていただいても良いかなと思っているんです。

委員：特に夜間はぐるっと回りますと住宅地に入りますので、10時以降はそのまま入っていただくほうが影響は少なくなる方向にいくんじゃないかと思っておりますけれども。

設置者：わかりました。運用上の話ですから、そういうことは私ども可能ですので。

委員：それで、出入口のところの地点D2はかなり超えておられるということですが、

ここは民家じゃないですね。

設置者：スモールdのところは、ガソリンスタンドです。

委員：そうですね。そしたら、あまり気にされることではないかと思います。むしろ、下手にぐるっと回って騒音をまき散らすよりは、直接入っていただいたほうが良いんじゃないかと思います。ただ、昼間、ここは信号がない交差点になるんですか。そこで、もし何か不都合があるようでしたら、やむを得ないということはあろうかとは思いますが、夜間については、こちらを回らないような指導をしたほうがよろしいと。

設置者：わかりました。

会長：どうもありがとうございました。

ほかにご質問、いかがでございましょうか。

どうぞ。

委員：あの迂回路というのは、徹底して、されるんですか。

設置者：私ども、やる方法としてはチラシあるいは看板という形で考える、どうしてもそういう方向しかないということになるわけです。あとは、オープン時に整理員を国道の交差点とかに配置をして、右折で入るといって形をできるだけ避けていただくように、サンドイッチマンみたいに歩道に立ってもらおうというような形で、事前に対策として、そういう話をさせてもらおうと。

委員：あそこは、右折をしようと思えば、入れるんですか。

設置者：あそこは、右折帯がある公道の交差点でございます。

委員：中央分離帯とかないので、右折を強引にしようと思えばできると。そこは誘導員を配置しなければ、事実上、形だけですね。

設置者：私ども、それを考えてみたんです。

委員：その辺が、僕はここに住んでいますけども、人を置かなかっただら、ほとんど意味がないです。人を置いて右折、左折を、この方向はだめですよということを徹底している小売店さんもあるし、オープンの時だけやって、後は無しでやっているということは実際には見ますね。

あそこは右折をすると、交通の点で非常に危ないから迂回になったんでしょう。

設置者：警察さんとの話を。

設置者：はい。当初店舗前の交差点から市道に入って、出入口を右折で入るといってこ

とを検討していたんですが、それは滋賀県警の交通規制課のほうから再度検討するように、具体的には札の辻交差点を南に入って迂回するルートを設定されてはどうかというようなお指導をいただきました。

委員：でも、交差点をV字型に折れるところ、一応、信号はありますけども。

設置者：はい。すべて信号交差点です。

委員：もともと交通量がそんなに多くないところ、特に信号から北に上がっていくところは、休日なんかは交通量が増えることにならないですか。

設置者：警察。

委員：警察の指示だから仕方がないと。

設置者：いや。警察からの指導もありましたけども、現況の交通量調査をした結果、国道421号、図面で言うと東から西に向かって、とても交通量が多くて右折できないような状況です。この図面で言うところの、東から西に向かってずらっと並ぶような状況の時間帯がございますので、右折ができないと。そういう時のために、こういうルートを設定してはどうかというようなお指導がありました。

委員：ただ、右折できなくても、強引にする人はいっぱいいるわけですよ。だから、そこは右折をだめだという形のところを何かで徹底しないと、かえって渋滞というか、周りから文句が来るんじゃないかなという気はします。

ただ、具体的にどうするのかというのは難しい問題だと思う。

会長：交通関係のご意見、ご質問でございますので、恩地委員、交通関連のことにつきまして議論していただいたらいいと思いますが。

委員：これは、致し方ないというような気がしますね。関連かどうかわかりませんが、東本町東交差点のところも交通容量比でオーバーしていますね。これは警察のほうから指導とかは無かったんですか。これは県の問題かもしれませんけども、現示を変えるとか。

設置者：その件に関しましては、届出時には特段何かしらのことがあったわけではございません。図面を出しますので少々お待ちください。

東本町東交差点から南への道が真っ直ぐに改良されました。届出時には変則十字路だったんですけども、普通の十字路に道路が改修されまして、届出時よりは交通需要率とか、そういった面は改善されていることと思います。もちろん届出時に付けております

添付資料の現状とは異なる形になっております。

委員：現示も調整されているのですか。

設置者：以前は感應式のところであったんですけど、それも解消されて、すべて普通の信号交差点になっております。

委員：そうですか、それならよかったですね。

特に迂回がうまくいかどうか難しいところですけども、私も余り意見はありません。

会長：こういったY字型の交差点というのは、交通工学の教科書の中では改良したほうが良い、元々そういう交差点経路でございまして、本来この場所というのはあまり交通発生量の大きいものが立地してほしくないということは確かなんですね。教科書風に申しますと。

ただ、現実の世界としていろいろと事情もございましょうから、そういうことで拒絶することはできないわけですけど、なにがしか交通処理につきましては、今後とも慎重に対応していただくべき場所であるということとも言えると思いますね。

設置者：オープンのときが、私どもとしても車の数が一番多いものですから、その辺を見極めながら、なおかつ2週間ぐらいは最低限、整備員を出入口等に配置して様子を見てみたいと思います。

特に西方面からみえるお客様について、今のY字型の交差点のところまで右折して入ってきて、なおかつ私どもに入庫される車が多いような場合、これが影響して国道421号に車列が並んでしまっていて渋滞を招くというようなことを、2週間ぐらいの間に検証をして、慢性的なものがあるようでしたら当然整備員をもっと長い期間つけざるを得ない。あるいは、常駐も考えなきゃいかんような形になりますけど、一度その辺のところは状況判断の中でやらせていただこうと思っています。

ただ、あくまでも今回県警さんのほうからご指導のありました案内経路については、当然先ほど申しました看板になってしまうんですけども、チラシあるいは看板で、まずは徹底を図っていききたいという形でオープンを迎えていきたいと考えております。それ以後、私どももあそこの店は非常に車が入りづらくて、出づらい店だということであれば、当然売り上げという問題に影響してまいりますものですから、この辺につきましては重々認識をしながら、その後の対応を考えていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長：どうぞ。

委員：騒音源についてまずい点があるにもかかわらず、そのままいきたいというご発言の趣旨を教えてください。どうして、そういうことが言えるのかということ、それから、まずかった理由を改善することが本当にできなかったのか教えてください。

設置者：何ですか。

委員：騒音ですね。要するに、数値的にクリアできていないのに、このままいきたいというふうにおっしゃった、その理由がよくわからないのです。

設置者：騒音のクリアできなかった部分というのは、先ほどの図面でいきますと、Dのことを言われてみえるんですか。

委員：Dですか、それ、よくわからないですけど。

会長：どうぞ。

委員：あそこは民家でないので大丈夫だと、私は先ほど。

設置者：先ほど、私が説明させていただいたDの件でしょうか。

委員：だったら、そうかもしれないですね。

委員：あそこは家が無いんですよ。

委員：将来的にも建たないと。

設置者：現状、24時間のガソリンスタンドをおやりになっているようです。

委員：さっき、ガソリンスタンドと言っていたところですか。彦根ではガソリンスタンドも無くなりましたけど。わかりました。それで良いだろうという判断であるということですね。

それから、南側のX軸に面したところに幾つか騒音源があるんですけど、これは音の問題ではなくて、要するに室外機がずらりと道路に沿って並ぶという景観的な意味合いで気になるんですけど、どのぐらいの大きさのものになるのですか。

設置者：室外機とおっしゃいましたが、この画面にあるオレンジ色の小さい丸は吸排気口でして、これぐらいの小さいものです。ニシオのほうから説明がありましたとおり周辺環境に配慮しまして、騒音源はすべて、それらの影響が少ない屋上の見えない位置に置くことになっております。

委員：その小さいのは全部、吸排気口。じゃ、実際の騒音源の本体はどこにあるんです

か。

設置者：屋上です。お手元の届出書の中で言いますと、別添図面4のほうになります。

そこに、すべて屋上に配置することになっております。

委員：わかりました。

それで、実は景観面のことを言ったのは、隣にマンションとかが幾つかありますよね。

設置者：この図面で言うところの、fとかgとかのことでしょうか。

委員：X軸から下側です。マンションがありますね。それで、マンションの例えば上のほうの階から見るとか、そういうことも全部含めて、音は専門の先生がいらっしゃるんですけど、景観的なことでもって問題にならないと考えてよろしいでしょうか。

設置者：マンションの形ですが、例えて言うならA棟のスモールfのところ、現状、マンションの駐車場があります。現状のことばかり言って申しわけないですけど、fの境界から15メートルほどバックしたところに、建屋としてのマンションがございます。それもすべてA棟に部屋が向いているのではなくて、エレベーターのようなものが立っております。

ですので、部屋から直接見えるというようなことは、この写真にあるような感じで、直接は余り　ちょっと苦しいところではありますけども。

委員：それから、景観面のことでもう少しお聞きしたいんですけど、緑化計画が何か出ている図面がありますでしょうか。

設置者：届出時には決まっていなかったんですが、追加資料という形で提出させていただきました。資料の最後のページ、A3判の図面が緑化計画図で、実際問題、こういう形でいきますよというふうに確定しましたので、遅くなりましたが提出させていただきました。

委員：この緑化計画は、どんな木が植えられるのですか。

設置者：基本的には開発のほうで4%以上の緑地をとるということで縛りがあるんですが、原則は低木類というか、地被類といいますか、いわゆる芝関係がほとんどでございます。

委員：芝はCO₂に関しては余り効果がないので、これだけの巨大排気量のCO₂に対して、いわゆる高木を考えていただきたいと思います。それから雨水の浸透性の素材を使うとか、そういうところも考えていただきたいと思います。

設置者：高木につきましては、一部建物周りに植栽をする予定でございます。いま高木の丸い円では書いてはございませんが、緑地の中もしくはそれ以外のところに、多少のことは予定をしております。

委員：その辺、すてきな建物にしていきたいです。

色彩計画は何か出ていますか。

設置者：景観に関係する話なものですから、これも当然届出の対象で、市のほうには。

委員：市のほうには出ていると。どういう色になっているんですか。

設置者：色は、サンミュージックさんは後でお答えいただきますけども、私どもの建物の外観につきましては、ベージュ系の色になります。

委員：あと、照明とか全体計画の景観面の配慮としてLEDを使うとか、それから屋外広告、その辺の配慮もちゃんとしていただいているわけですね。

設置者：LEDの照明を一つ、駐車場には予定をいたしております。外観の建物はあれですけども、この上の部分は、このようになる予定でございます。全体が写っていないので申しわけないですけど。

あと、サンミュージックさんのほうの建物の色。

委員：グレーですか。ベージュというのは。

設置者：ベージュというのは、その柱のような色ですね。それがメインの色になっているんです。

委員：グレーに見えます。プリンターが悪いのかもしれませんが。

設置者：印刷があまり良くないかもしれません。

会長：ほかに、ご指摘いただくことは、どうぞ。

委員：別添図面8のところを教えてくださいんですけども、先ほどの札の辻交差点南側のV字交差点のところの道路は片側一車線ですか。

設置者：南方面へ折れている道でしょうか。

委員：ええ、V字になっている両方の道路ですけども、あれは二車線道路で、片側が一車線ですか。

設置者：片側一車線ですね。

委員：そうすると、V字の一番下の交差点ところに信号があるんですけども、右折しようとする車が待っていて渋滞すると理解していいでしょうか。V字交差点のところ、

北から南へ行く車と逆方向から入ってくる車もあるわけで、それが行く間は曲がれないわけですね。そうすると、片側二車線じゃないから、ずっとつながってしまうということになりますね。

例えば新装オープンのときなんか、あの距離がどのくらいかわからないけども、ずっとつながっちゃうという理解でいいわけですね。

僕もいろんなスーパーとかへ用事があって行きますけど、あそこに信号があるとかなり厳しいんじゃないかな。詰まってしまう。

設置者：……

会長：今のご質問は、V字の一番下の交差点のところが危ないんじゃないですかというご指摘です。それに対して、御社のほうでどういうふうに対応するかというのは、答えが出るかどうかわかりませんが、とりあえず質問の趣旨はご理解いただいた上で、何かコメントしていただくことがあれば承りたいと思います。もしなければ、余り情報、データがない中で議論しましても結論が出ません。そちらから何かお答えいただくことがありましたら、お願いします。

設置者：はい。お手元の届出書の中に、交差点の需要率とか計算した結果が載っています。今おっしゃったとおり、北から来る車、そして逆にご懸念されている南から来る車もあるよというような話がありましたけども、これをすべて加味して、交差点Aというところの結果を載せております。それを踏まえての、交差点解析の結果ということになります。

こちらの届出書の中の交差点Aの解析結果は、このオレンジ色の、南から、店舗に来る車、そして北から交差点Aを右折する車を踏まえた上での解析結果を、届出書の中に載せております。その結果としまして、届出書のとおり、開店後の平日需要率0.520、休日の場合はもうちょっと緩くなって0.347という結果になりました。

ですので、右折だまりが発生するのではないかと。そして、本来直進したかった車がそこへ止まってしまうのではというようなお話でしたが、この結果を見るに当たり、現状はそれほどの交通量でもなく、そして発生交通量も0.9を大幅に下回る需要率の計算結果になりましたということが答えになりますでしょうか。

委員：新装開店のときは、絶対つながっちゃうと思いますよ、恐らく。

会長：オープン直後は平常時の人員配置ではなくて、多少といいましょうか、丁寧に対

応していただくと、それは原則でございましょう。

それから、いま数値で言えば大丈夫ですよとおっしゃったのですが、ここに隅切りはありますか。要は見通しの問題だと思うんですね。隅切りがきちっとあれば、見通しもある程度出来てよろしいのですが、私がちょっと心配なのは、この隅切りがほとんどなくて、その辺のところは確認していただいていますか。

設置者：交差点の詳細な形状は届出書のとおりでございます。

会長：何ページですか。

設置者：ページが振れていないところですけど、交差点Aの形状は53ページです。

会長：はい。

設置者：ですので、53ページ目でいうところの断面4から、右折で断面3に向かうということになります。

委員：曲がれないですよ、ちゃんと。

設置者：先ほどニシオから説明があったとおり、様子を見させていただきまして、危ないようでしたら適切に対応させていただきたいと考えております。

会長：はい、わかりました。

どうぞ。

委員：店舗の右上のY字になった交差点の部分に横断歩道がありますけども、ここは横断歩道があるところですか。

設置者：ここですか。

委員：いえいえ、右上です。横断歩道のマークがあるところですね。

設置者：その次の54ページ目に信号交差点、交差点Bという形で形状を載せております。

委員：横断歩道はあるけども、信号は無いということ。これ、もし店舗出来ると、北側から来られるお客さんが通られる可能性が非常に高いと思ったんですが、今後、ここに押しボタン式でもいいから信号をつくってくれという話をされるんですか。

設置者：信号の設置ということは、私ども事業者から要請はできるんですが、一番のポイントは、要するに地域住民の方の要望がないと、なかなかそういう形にはいきつかないというのがありますので。

委員：ここの交通量を考えますと、ほとんど渡れない横断歩道になるような状況という

ことですね。北側から国道を横断するのは難しいと、車の右折でしたら難しいという話ですから。

設置者：道路を横断すると。

委員：もちろんそうです。

設置者：国道421号を横断する話ですけども、三叉路の交差点のすぐ上のところですね。

委員：ここは中学校の通学路にも一応かかっているんですね。その辺もあるので、県の問題かもしれませんが、きちんと観察して対応策を考えないといけないですね。

設置者：わかりました。それは私どもから東近江警察署のほうにも要望として出させていただいて、通学路でもあり、なおかつこれから商業施設が出来てくるということもあるので、押しボタン式信号なり何なりが設置可能であるかどうかということ一度お話ししていきたいと思っております。オープンに間に合うかどうかは別問題ですが、そういう要望はさせていただきます。

会長：はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

委員：すみません。要望を幾つか申し上げますので、できたらコメントをいただければと思います。

まず、先程よりありますように、開店後、状況を見ながらきちんと誘導したり、対策を立てるということをやっていただきたいと思います。それと、交通弱者対策ということで、高齢者もお客さんということもありますから、高齢者とか障害者の方が買い物できるような配慮をしていただきたいと。例えば地域のコミュニティバス等があれば、そこも乗り入れするとか、経路に入れてもらうとか、資金的に多少の協力をするとか、そういうことをしていただけるようお願いしたいと思います。

それから、一方、車利用をできるだけ削減するというのも大事だと思うので、その辺の対策も打っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

会長：どうぞ。

委員：先ほどの交差点Aのところを見てみたときに、断面4のほうから断面3のほうに曲がってくるときというのが、運転のうまい人ならいいですけども、大きなRV車で主婦の方とかがたくさん来たときに、スムーズに曲がっていけるのかちょっと疑問がある

んです。もちろん道路だから設計上は曲がれるんでしょうけども、こちらの断面2からの車も恐らく来るわけですから、このところはどなたか人を配置するんですか。

設置者：私ども、オープン時は整理員を配置する予定であります。

委員：ここの信号は、赤になって、こっちへ曲がれという矢印が出るような信号じゃないですね。右折の信号はあるんですか。

設置者：少々お待ちください。すみません、ありません。

委員：だから、断面2のほうの車が前のほうに出てきていたら、このV字のところを曲がるのは結構しんどいんじゃないかという気がするんです。だから、そこも開店の時に人を配置されて見ておいたほうがいいんじゃないかなという気がして、切りかえしとかしないで、曲がれなかったら大変ですよ。

設置者：ここは私どもが配置いたしますので、当然サンドイッチマンのような形で、交差点の中で交通整理はできないものですから、基本的にはここで右折という時に、その整理員を配置した形でもって認識をしながら、進めていきたいと思っています。

先ほど言われるように、あそこは仮に右折で車の滞留が発生して渋滞を起こしているというようなことになったときのことも含めて、ちょっと検証していきたいと思います。

委員：断面2のほうから左折するのが優先ですね。断面2のほうから左へ曲がっていくのが優先で、断面4のほうから来た車は、断面2のほうで全部終わってから曲がるわけですね、ルールからしたら。ということは、論理的に断面4のほうにずうっとつながっちゃうわけですね、断面2のほうからたくさん来れば。それは、断面2のほうから来るほど余り。

設置者：具体的に台数を言えばよろしいでしょうか。

委員：いや、断面2のほうでほとんど来なければ行けるとは思いますけども。

設置者：基本的には多くないと思っているんだけど、私は。

設置者：少々お待ちください。そうですね。断面2から来るということです。

委員：いや、僕がそこに住んでいるから、裏の人はこっちから回らと思うんですよ。こっちよりも運転が楽です。

設置者：断面2からは4、6台ほど。

委員：多分、開店したら裏道みたいな形で、こんなところを回るよりも、南の方から来て、左折したほうが絶対楽じゃないですか。

設置者：交差点を直進するということですか。

委員：いやいや、断面2から断面3のほうに行くように、僕だったら考えますと。だって、あそこは曲がれないです。

設置者：断面4から断面3に曲がるんじゃないということですね。

委員：だから、今の交通かどうか知りませんが、開店したら地元の人は考えるから、恐らくそうなるんじゃないかなと予想します。

会長：はい。その辺でよろしゅうございますでしょうかね。

委員：はい。

会長：それでは、かなり予定時間も過ぎましたので、このあたりにさせていただきたいと思います。

申請者の皆さん、長時間、どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

審議

会長：それでは、2件ございますので、まず（仮称）平和堂新安曇川店に関しまして、どのように扱うか議論していきたいと思います。先ほど委員の皆様方からのご意見を拝聴しておりますと、騒音関係、特に朝の騒音についての懸念、それから廃棄物処理に関する懸念、こういったようなものも出ておりましたが、いかが扱うのがよろしいでしょうか。

意見の有無ということでお尋ねしたいと思いますが、どうぞ。

委員：騒音に関しては、一応、民家側と事後も含めて対応されるということを表明しておられますので、意見というところは必要ないんじゃないかなと思うと思います。注意をするようにというような付帯意見はあってもいいかと思えます。

会長：わかりました。あとでまた、付帯意見の具体的内容については先生にお伺いしたいと思いますが、ほかの委員の皆さんで、ぜひとも意見が必要だと言う方はいらっしゃいますでしょうか。

委員：やっぱり緑化計画は気になりますね。芝生だけというのは、ちょっと。

会長：先生、それは意見では無理ですよ。

委員：では、どういうふうにしたら徹底できるでしょうね。

実は回答を欲しいぐらいです。

会長：いや、これは法律もありますので、意見というのはなかなか難しいんじゃないでしょうか。

委員：ここは何パーセントですか、緑地。さっきの2つ目は4%という地域だって言っていましたけれど、ここは何パーセントですか。

会長：どうぞ。

事務局：もともと大店立地法ではこれ以外の開発許可とかの時に、緑地を4%とかそれぞれ決まっており、それに従った結果を届出しているの、審議会では騒音とか交通対策とか、いわゆる地域住民に対する環境影響への配慮ということになりますので、別途に縛られているのを上乗せして、こちらの大店にかけるとするのはなかなか、それがいま会長がおっしゃったことです。

もう一つは、先ほどより出ていた、色々やらなければならない中で、いわゆる企業としての地域貢献を強制されてやるということではなしに、CO₂をできるだけ削減するとか周りに緑化を持ってくるとか、どちらかという地域貢献については自主的に出してくださいということで、先ほど次長があいさつで触れました地域貢献計画を、それぞれの事業者に出させて競わせて地域貢献をしていただき、地域の振興を図ってもらうという二段構えになっています。

それを見ると、地域への環境影響を緩和するため、相手方に対策を出させるというふうに限定されるのではないかと思います。ただ、今の緑化というのは、この大店の中に計画としては挙げられますけどね。

委員：緑化計画が出ていますね。緑地帯をつくるというのは、そもそもの中にCO₂削減とか、ヒートアイランドを防止するとか、幾つかの項目があった上で緑化計画を立ててくださいなので、その答えが、今ここに来て芝生4%をやりましたというのは、ちょっと寂しいなと。それは違う委員会かもしれないけど、そっちに申し入れしたいことですけれど。

事務局：CO₂削減のアクション計画みたいなものも、別途、琵琶湖環境部でやっていますし、はっきりと工場立地法みたいに初年度に2割以上の緑地を求めます、高木はこれぐらいに下さいというガイドラインがあると良いですけども、先程ちょっと出ていましたけど、逆に高木で見通しが悪くなって、きちっと植栽ができない状態で、高木を

植え過ぎて、警察のほうからは、逆に全部切っしまえとか。

委員：警察は横暴です。

事務局：ところが、いま言ったように、高木を立てるとか言って指導するだけで、仮に事故が起こったら一体だれが責任をとるのかと、こういうのもあるから、警察としては交通事故を防ぐためにすると。

委員：いま東京でさえ、きちんと緑化そのものは延ばして信号とか標識のない限り留意しましょうとか、それから枝がバスに当たらないように、バス路線側に高く枝払いして、歩道側は低くそのまま残して樹形はなるべく保ちましょうとか、東京都なんかそういうことを考えています。

やっぱり最終的に価値ある滋賀県をつくるためには、どうすることがいいのかと、そういうことなんですよ。

事務局：今いただいたご意見は業者がじかに聞いておりますので、それに対して、さらに、こうせい、ああせいとなると、業者サイドからしたら、少なくとも大店立地法に縛られる範囲がおのずと決まるのかなと思います。

ですから、ここでいただいた意見を業者が聞く、それが付帯意見ですけども、それから意見としてしっかり出す。さらに意見が十分反映されないなら勧告する。こういうような段階があるんです。

会長：時間が押しておりますので、私、会長権限で申します。事業者といろいろ意見交換をするときには、幅広くご意見を出していただいて議論する。ただ、最終的に我々は大店立地法という法律に基づいて意見を出すか、あるいは付帯意見を出すか、あるいは何も言わないか。そこになりますと、やはり我々の審議会で言えるところ限定しておきませんと、それぞれ委員が、こうあってほしいということを全部入れると言っても、それは無理です。

ですから、先生、そこはご容赦ください。先生がおっしゃったことは非常に結構で、建物設置者は十分聞いておりますので、決して先生の発言は無駄ではなくて、非常に有用だと思うんですけども、それを細部まで意見として入れてくださいと主張されますと、ちょっとこの場がもちません。ですから、そのところはご了解いただけませんか。

委員：いいですけど、付帯事項とか何か、その次の段階にありますよね。

会長：だから、それは書けるものと、書けないものとございますけども、意見というのは、少なくともこの法律で、この範囲で活動をしてくださいという中に入っていないと、ちょっと問題でございます。

ですから、一応この件、「意見なし」ということで、付帯意見に幾つかつけるという方向でいかがでしょうか。

委員：結構です。

会長：先ほど松井委員から騒音のことについて、付帯意見をつけたほうがいいと、そういうご発言でございましたか。

委員；なくてもいいかもしれません。書くとしても、早朝については十分注意して、というふうなところを書いていただければ十分かと思います。

会長：ほかに、付帯意見の項目としてご提案いただけるものはないでしょうか。

委員：その中に、地域貢献に対する考え方を。何しろ、その地域にかなり巨大な建物と商業集積が来るわけですから、地域貢献に対するリストはどういう項目があるか私は知りませんけれども、その中に、きちっと緑化計画を再考することというのでお願いしたいと思います。それも強すぎますか。

会長：どうぞ。

事務局：地域貢献計画といえますのは、強制的にこの項目を出しなさいというガイドラインじゃなくて、設置者がみずから、こういった形で地域との共存を図る上においてやっていきますよと。私どもの店舗については、特にここを強調してやりますよというような形で分野が広うございます。

先生がおっしゃった緑化についても当然やっているんだけども、うちは地元の雇用を優先してやりますよとか、優先して地域と一緒に活動をしますよと。例えば 朝夕の子どもの安全確認の当番とか、そういう形のものもすべてやっているけどもということですので、項目としては、おしなべて出せということではございません。

委員：国の目標ですから、むしろ地域貢献もあるかもしれないけれど、本来は大きな目標として、CO₂削減に対する対策として。

会長：そのCO₂削減というのは、すべての建物設置者に、意見ないし付帯意見でお願いしないといけないことですね。

委員：本当は県ぐらいの条例で、きちんとそれをつくってもいいぐらいですね。

会長：ただ、特段この設置者が緑化あるいはCO₂排出の削減とか、それに非協力であるというか、無関心であるというわけでもないですね。

委員：いや、4%芝生というのを見たら、非協力もいいところだと思いましたよ。

事務局：いま滋賀県としまして、琵琶湖環境部で指示がありましたCO₂の50%削減に向かって、企業を含めて、具体的にどうするかということを県として求めようという方向でございますので、いま先生がおっしゃったことは、企業に対しては言えると思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

委員：それですけど、この方たちも50%削減までに建物を建てちゃったんですよ。やっぱり制度化されるまで、それを言えないというのではなくて。

事務局：今度の2月議会でも、22年度中には条例にしようと思っています。それができたら、ご説明に上がりますので。

委員：だから、県としてもそういう方向を向いているので、この委員会としてはここまでしか言えないけれど、それで決着しちゃうかもしれないけれど、企業としてはきちんとした緑化計画を含めたCO₂削減に対しても、きちんと目標をつくってくださいという、それは言えると思うんですよ。それは裏で言うところかもしれないですけど、そういう意味では、この委員会としては言えないかもしれないけれど、という部分だと思います。

会長：はい。

どうぞ。

事務局：今の緑化しなさいとかCO₂削減とか、その普遍的なものを全部の案件に入れたら、じゃ、安心・安全なまちづくりは、警察からそれも意見を入れなさいと。あらゆることを網羅的に入れていかないといけなくなります。逆にそれが抜けていたら、これは言われてなかったからということになります。

委員：そうなんですよ。

事務局：当たり前のことですら、そういう部分を個別に見るというのは、ちょっと。

委員：だから、いいですよ、これで。県でもって、そういう方針が立ったならば、もう建物が2月に出来ますからという形で。

事務局：もちろん建つ前から、その緑化の話とかCO₂のこととか、一般的な指導事項として、「滋賀県は」という形でずっと入れています。先生が入られてから、そういう

ことは聞いております。

ですから、今回あとで追加した計画分は、少ないながらもこうやって緑化もやっていますよとか、そういうものを含めて出してるということで、ご理解いただけないかなと思います。

委員：わかりました。本当に条例化してもいいぐらい進んでいるということで、ちょっと安心しました。個別に言わなければならなかった、今までも個別に言っていたので大変なことだったんですよ。それも、この委員会ではないと言われながらも、あえて言っていたわけです。それは会長の意見に従いますから、どうぞ。

会長：はい。会長独断ではできませんが、一般的なことをすべてに言うというのも、なかなか難しいことですので、他の方法でもって柴田委員がおっしゃっている方向に進みつつあるということですので、そこをご理解いただければと思います。

それでは、この平和堂新安曇川店につきましては、「意見なし」、そして付帯意見については、最後に松井委員にもう一度お伺いしますが、付帯意見なしでもよろしゅうございますか。何かそこは、つけておいたほうがよろしいでしょうか。

委員：これまでの、6時台に荷捌きをされているところには結構つけていただいておりますので、そういう意味で、つけておいていただいたほうが将来のためかなという。

会長：例えば、どういうふうな表現がよろしいでしょうか。

委員：早朝荷捌きについては、京都市なんかの場合は決まり切った文言をいつも書いていただいているんですが。

会長：何か決まり文句はございますか。

事務局：この場には用意しておりませんが、過去の事例で挙げさせてもらうことはできると思います。

会長：そうですね。そしたら少しそのあたりを考えて、早朝の荷捌きに係る騒音に関することですので、過去にも事例があったかと思えますから、ほぼそれに似た形の表現にお願いできますでしょうか。

事務局：ピエリ守山の案件の際に、騒音の部分についての記載がありましたので、それを参考に付帯意見を作成しまして、また見ていただきたいと思えます。

会長：はい。それじゃ、そういう形にさせていただきたいと思えます。

それから、次のバロー八日市東沖野店、ハイパーブックス八日市店でございますが、

これについてはいかがいたしましょうか。

委員：さっきの交差点Aのところが気になるんです。もう一回見てみると、36ページのところで、車の流れの表を見たとき、常識的に考えると非常におかしいと思うんですよ。本当にこれで良いのかなというのがある。

というのは、一つは先程の説明と違うんですけど、交通量を休日現況で見ると、断面4に比べて断面2のほうが3倍くらい多いわけです。車が北からずっと来ているわけです。だから、車が来ている間は曲がれないですね。

それから、もう一つ、現況と開店後の違いというのが、平日現況の11台から平日開店後の75台の差、64台が新たに増えるという意味ですね。それが休日のほうであっても同じ台数となっているのは、スーパーとかに行く感覚としてはとても考えられないですよ。

休日なんて平日の何倍もの車が来ます。こんなのでいいのかなというのを、いま思っています。それで、この車が休日開店後は下のほうから来る断面に。

会長：ちょっと先生にお聞きいたしますけども、現況値というのは実測値ですね。それで、この中身の議論をしますか。

委員：いや、しなくてもいいですけども、一つは平日と休日に、ここで入ってくる車の量というのは同じだと。多分こういうマニュアルの数値があったのでしょうか、そういうふうなことでいいんですか。

委員：ここは、確かに絵に描いた餅みたいなのところも、ないとは言えないので。

委員：普通、そういうふうにするんですか。

委員：だから、一応想定なので、本当にうまくいくかどうかというのはまだわからないところがあると思うんです、實際上。

委員：僕は、ここはかなりの確率でうまくいかないと思いますよ。

委員：そうですね。なおかつ、通学路にもかかっているところなんで。

委員：だから、ここは何にも言わないというのは非常にまずいと思います。

委員：だから付帯意見として、開店後の状況を見ながら交通の円滑な運用に努めるように誘導員を置くとか、看板とか適切にやりますぐらいのことを、一般論的にされるのはいいんじゃないかと思いますね。

会長：恩地委員の言われたように、恐らくこの施設周辺ではオープン時にかなり問題が

生じる恐れがあると思います。

委員：オープン時だけでなく、ずっと生じて来ますよ。

会長：特にオープン時には、ただ、どこで何が起こるかというのは少し予測できないことがあります。教科書的に言いまして、余り私自身よろしくないところに立地していると思います。でありますから、なにがしか工夫をしてもらわないと問題が大きくなるというおそれがあるわけですが、どこで、どういう問題がという特定はなかなか難しいわけですね。

ですから、恩地委員が言われたように、オープンした後に交通に係る諸問題が生じた場合には、交通管理者等々と、あるいは住民の皆さんと議論の場を持って適切に対処してくださいと、こういうような付帯意見はつけるべきではないかなと思います。

委員：はい。一つだけ教えてください。平日と休日の交通量は同じでいいというのは、小売店のマニュアルにあるんですかということを知りたいんです。常識的に考えると、とても納得できないです。だって、この量はそういうことですよ。

現況と開店後の差というのは予測交通量でしょう。これは両方とも曲がる量は64台ですよ。だから、マニュアルでそうなっているんだったら仕方ないですけども、もしマニュアルに、休日の場合は少し多めにすべきとなっているんだったら、これはおかしいと思います。

事務局：予測については算出の指標等から出てきたものを、業者が記載しています。

委員：例えばそういうふうなものも、いわゆる県民から言われたら説明しなくちゃいけないわけでしょう。普通に考えたら、スーパーの多いところで休日にたくさん来るのは当たり前のことじゃないですか。

委員：そういうふうにおっしゃいますけど、多分こういう小さなお店と、大きなお店では使われ方が違うと思うんです。ですから、大きなショッピングセンター、イオンモールとかピエリとか、そういうところは日曜日が多いのかもしれませんが、こういうお店は日曜日もひょっとしたら、そんなに増えないのかもしれませんが、（平日と）同じようにコンスタントに買い物に来られるというようなことも、小さなお店ではあるんじゃないかなと思いますけど。

委員：これ、結構小さいんですか。

委員：そんなに大きなものではないと思います。

事務局：これは勝手に業者がやっているんじゃないしに、経済産業省が示した計算のやり方に基づいて、一般的にそういう方法だという式でやった、その範囲内で出ておるはずで。それが1点。

それから、専門の先生方がおられるんですけど、過去の経験ですけど、どこどこ市が、もしオープンしたらここはものすごく混むと。だから、改良しなさいということをお大分言われた事例があると。ところが、オープンしたら、そう言うていたようにはならず、むしろ、そこはスムーズに進んだと。そんなところを、もし仮に改良の意見をつけて2億円でさせていたら、その必要はなかったということが考えられて、予測していたことと、オープンしたときの対応がものすごく違う。

今までの意見ですと、もしそういうことが発生したときは適切に対応できるような態勢をとって、やっていかないとあかん。今この時点でV字カットだから、こうなるだろうという予想は、合理的にはこういう式でしているんですけど、必ずしも100%そうならない。これは過去の事例を申し上げているんですけど、多々あったということをお参考までに申し上げます。

会長：交通の、私も研究者の端くれでございますから申し上げますと、広範囲の交通量推計というのはそれほど誤りませんと申しませうか、割合正確にできますけども、ここまでミクロな状態になっていきますと、やってみないとわからんというところがあります、正直言います。

ですから、ご指摘のように細かいところでいきますと、少し腑に落ちないところもあるかも知れませんが、なかなか一人一人の動きまで追っていきません。ですから、何か問題が起こった場合に、ともかく設置者は改善の努力をする必要があると、そういう大きな網をかけて、それで問題がさらに大きくならないように、また発生しなければよろしいわけですけども、そういう方向の付帯意見をつけるのがいいのかなと思うんですけどね。

そうしますと、バロー八日市東沖野店等につきましては、交通処理に関する付帯意見をつけるという形にさせていただきたいと思っております。これにつきましても過去の事例が幾つかございまして、割合コンパクトにまとめた表現がございまして、それを参考にしつつお考えいただけますでしょうか。

それじゃ、そういう形で収めさせていただきたいと思っております。

それから、ある程度定型的なものとは言え、その付帯意見の内容を委員の皆様方にあらかじめご確認いただきたいと思いますので、私と事務局でまず相談いたしまして、それを委員の皆様方にご承認いただくという意味で、できるだけ早い時期に、メールで各委員にお知らせするという形にさせていただきたいと思います。

それでは、かなり遅くなって申し訳ございませんが、そういうことであとの進めをさせていただきまして、後日、知事へ答申させていただくということで、ご了解いただければと思います。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

事務局：ありがとうございました、

それでは、閉めさせていただきます。

本日は、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。時間が大分オーバーしましたが、これをもちまして、第4回審議会を終わりたいと思います。

会長さん、皆さん、ありがとうございました。